

●解体工事

伝統民家のリフォームのための「解体」は、構造躯体を含めた全解体ではなく、柱・梁などを残した半解体または限定的な部分解体となる。古民家は多くは自然素材で造られているが、部分的に改造がなされている部分は新建材、工業製品が使われていることが多く、それらの廃棄物の処理にも対応する必要がある。解体に際しての主な基準を示しておく。

1. 解体は手壊しとする。

建設リサイクル法（平成12年制定）に準拠し、解体に伴う副産物（廃棄物）の分別を促進させることは必須である。

2. 現場担当は大工職ないしは現場主任技術者の指示により実施する。

ここで担当はリフォーム工事を直接請け負う大工職ないしは施工請負者を指す。不法投棄を回避するための manifests の確認を排出事業者責任として、施主に内容を説明、告知し、責任の所在を明らかにする。同時に工事見積りに反映し同意を得ること。

3. 解体廃棄物の分別・処分

解体廃棄物は、木質系、窯業系、プラスチック系、浴室等の住宅設備系、その他屋根やサッシ等の金属系建材など多種類が混在する。伝統工法で建てられた建造物は自然素材等木質系の比重が高いが、工業化住宅はその組成比が大きく異なるが、処分方法が異なるため適正かつ必須の費用を確保する。

4. 有害物質への対処

鉄骨造等の耐火被覆材として認定され、吹き付けアスベストやスレート、石綿保温材などの成型品に含まれる有害物質は解体除去に関する飛散防止対応の必要性と同時に除去処分費のコスト高がある。なお請負者から施主への明確な説明と同時に、この問題は産業公害の一種であり、また旧建設省や建築基準法とも無関係ではなく、行政側から施主側への伝達方法を整備する義務や必要性がある。

《屋根》

草葺き（茅・藁葺き）の場合、復元的改修は工事費が極めて高価になり予算的に難しい一面があるため、金属屋根や瓦葺きへの変更を含め解体に対応する。

すでに、茅葺きの上に鋼板等で覆われている古民家も多い。茅を保護するためにも効果的であるので、重要な選択肢となる。同時に茅葺き屋根の断熱性も保つことも見逃せない。

屋根は雨もりがある場合には耐久性に重要な影響を及ぼすため、見過ごすことなく優先的に修理工事を進める必要がある。屋根の葺き替えを行うには屋根の勾配を変更して屋根下地から工事を行う。茅葺き10/10から、瓦の場合は4/10～5/10に、金属屋根の場合は1/10～3/10に変更すること視野に入れる。

《造作部》

解体前には建具などをあらかじめ外して保管する。その中で再利用の対象は伝統工法で補修後据え付ける。解体処分部分と保存部分が解り易いよう、番付けや名札類をつけ、間違いないようにする。

半解体では、基本構造の軸組以外の床・壁・天井等の不要造作部を解体除却する。施工面から見ると、スケルトンにすることで、軸組のゆがみや沈下や腐朽などに起因するレベル差なども解消することができ、腐朽や損傷についても対応がしやすく、高い精度の再生が可能になる。

一方、解体してから詳細が確認できる部位もあり、たとえば床に地引、丸太を使っている場合など交換しないほうが有利な場合もあり、再利用を前提に解体する。

